

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

第1回宿泊衛生専門部会



令和5年9月27日（水）

13:30～15:00

愛荘町スポーツセンター秦荘体育館

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

第1回宿泊衛生専門部会 次第

日時：令和5年9月27日（水）13：30～

場所：秦荘スポーツセンター 秦荘体育館2階会議室

1 開 会

2 挨 拶

・愛荘町国スポ・障スポ開催準備室長

3 委嘱状の伝達について

4 宿泊衛生専門部会の役員（部会長・副部会長）選出について

5 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の概要および

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会について

6 栃木国体（那須烏山市）〔令和4年10月〕および2023近畿高等学校アーチェリー大会（奈良）〔令和5年7月〕視察報告について

7 各種計画・要項等の策定について

- （1）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画（案）
- （2）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画（案）
- （3）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町食品衛生対策要項（案）
- （4）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町弁当調達実施要項（案）
- （5）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町医療救護対策要項（案）
- （6）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町防疫対策要項（案）
- （7）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町環境衛生対策要項（案）

8 令和6年度リハーサル大会の救護体制について

9 国スポ・障スポ会場レイアウトの確認および視察について

10 閉会

【参考】

○第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会）

日程：令和6年7月20日（土）～21日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

○第79回国民スポーツ大会

日程：令和7年9月28日（日）～10月8日（水）

※アーチェリー競技 開催日：令和7年10月5日（日）～10月7日（火）

会 場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

○第24回全国障害者スポーツ大会：令和7年10月25日（土）～27日（月）

※アーチェリー競技 開催日：令和7年10月26日（日）

会 場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

宿泊衛生専門部会 委員名簿

部会長◎ 副部会長○

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	宿泊関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事	○片岡 良介
2	衛生関係	滋賀県湖東健康福祉事務所	生活衛生係長	東浦 光紀
3	衛生関係	彦根食品衛生協会	常務理事 (代) 事務局	上川 悟史 (代) 小林さゆり
4	医療・福祉関係	一般社団法人彦根医師会	元会長	◎上林 俊明
5	医療・福祉関係	一般社団法人湖東歯科医師会	常務理事	武久 典子
6	医療・福祉関係	一般社団法人彦根薬剤師会	会員	豊田 彩織
7	医療・福祉関係	公益財団法人滋賀県看護協会第5地区支部	豊郷病院 看護部長	西村 美穂
8	医療・福祉関係	愛荘町健康づくり協議会	会長	矢部 隆宏
9	医療・福祉関係	愛荘町健康推進員協議会	会長	西村 ふき子
10	医療・福祉関係	愛荘町愛知川赤十字奉仕団	委員長	伊谷 つや子
11	医療・福祉関係	愛荘町秦荘赤十字奉仕団	会員	小林 知子
12	町関係	愛荘町 健康推進課	課長補佐	鈴木 弘美
13	町関係	愛荘町 くらし安全環境課	主査	隅山 誠
14	町関係	愛荘町 給食センター	食育指導員	生田 未孔

実行委員会事務局

国スポ・障スポ開催準備室 (生涯学習課)	室長	陌間 秀介
国スポ・障スポ開催準備室 (生涯学習課)	総務企画・競技式典係	森野 直樹
国スポ・障スポ開催準備室 (健康推進課)	宿泊衛生係	北村 聖子
国スポ・障スポ開催準備室 (商工観光課)	宿泊衛生係	加藤 彬仁
国スポ・障スポ開催準備室 (生涯学習課)	総務企画・競技式典係	高橋 健

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

なお、全国障害者スポーツ大会については、第1回大会以降、障スポ（しょうすぽ）の略称で親しまれています。

令和7年に滋賀県で開催される「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬～10月中旬
- ・開催期間：11日間以内

※第79回国民スポーツ大会会期 ⇒ 令和7年9月28日（日）～10月8日（水）

アーチェリー競技 会期：令和7年10月5日（日）～10月7日（火）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

（練習会場：愛荘町立秦荘中学校グラウンド）

※リハーサル大会〔第 63 回近畿高等学校アーチェリー選手権大会〕

会期：令和 6 年 7 月 20 日（土）～ 21 日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

【全国障害者スポーツ大会】

・開催時期：原則として国民スポーツ大会の終了後

・開催期間：3 日間

※第 24 回全国障害者スポーツ大会会期：令和 7 年 10 月 25 日（土）～ 27 日（月）

アーチェリー競技 会期：令和 7 年 10 月 26 日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

※リハーサル大会 会期：令和 7 年 5 月 24 日（土）～ 25 日（日）

会場：愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

5 滋賀県の実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第 79 回国民スポーツ大会における実施予定競技は次のとおり。

（1）正式競技（37 競技）

①毎年実施競技（36 競技）

陸上競技 水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、
バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、
ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、
ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、
ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、
空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技（2 競技のうち 1 競技を実施）

ボクシング、クレ射撃（第 79 回国民スポーツ大会ではボクシングを実施）

（2）特別競技（1 競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

（3）公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビクス

（4）デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢 等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第 24 回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

（1）正式競技（14 競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、
ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、
グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。
知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール等

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会について

1 専門部会とは

愛荘町実行委員会専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査・審議し、その結果

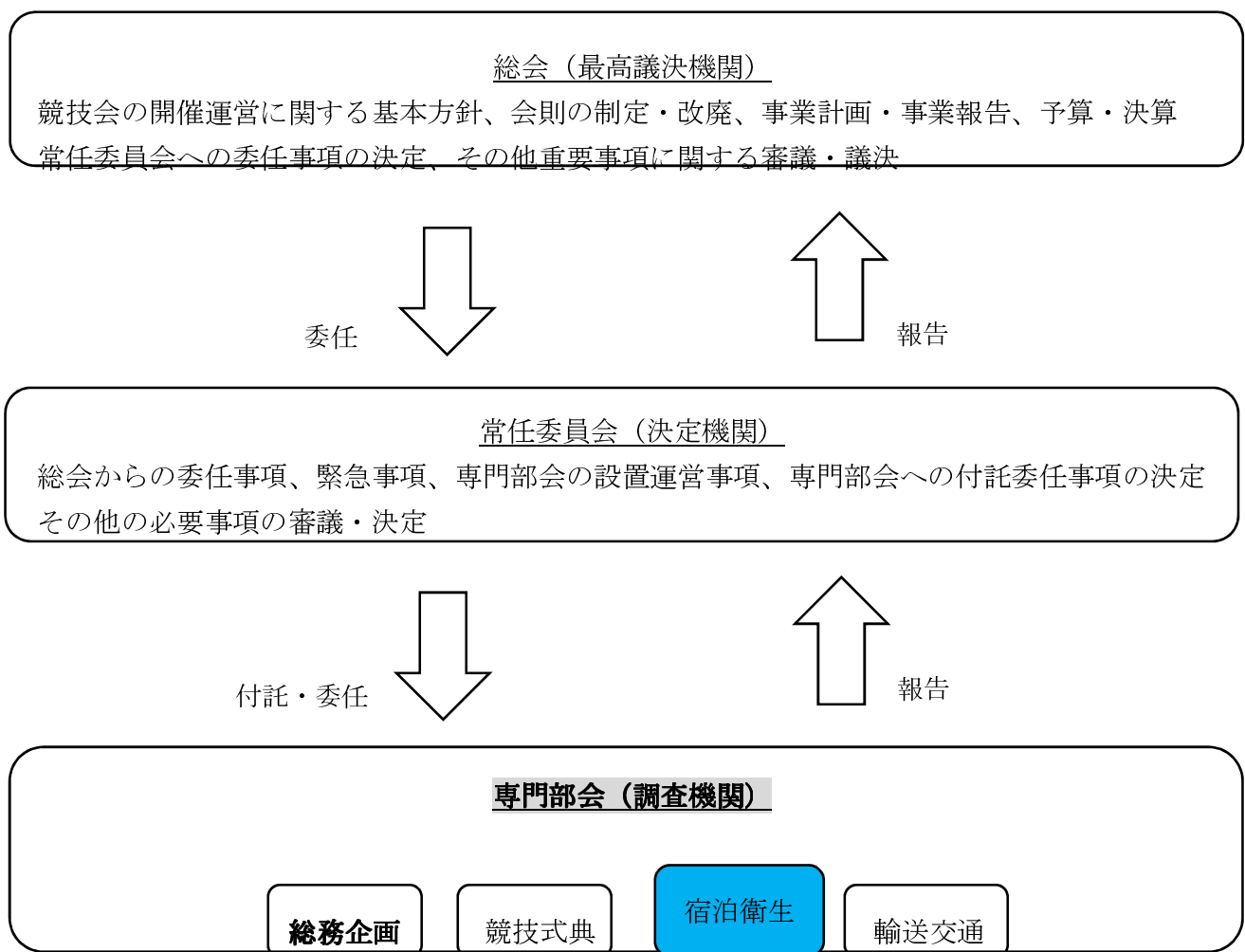
を常任委員会に報告する組織となります。

専門部会を設置することにより、よりきめ細やかな事業概要・事業計画の策定や関連機関との連携・調整が図りやすくなり、大会の円滑な運営に寄与します。

2 宿泊衛生専門部会の調査・検討内容

- ・ 宿泊に関すること。
- ・ 医事救護および衛生（宿泊・環境・食品）に関すること。

3 愛荘町実行委員会組織図



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要および計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（令和5年3月15日施行）第13条第3項の規定に基づき設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門部会の名称およびわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会常任委員会からの付託または委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長

(2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第4条 部会長および副部会長は、専門部会委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会長が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 専門部会の議長は、部会長または部会長が指名した者がこれに当たる。

3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。

4 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門部会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 歓迎およびおもてなしに関すること。 6 観光に関すること。 7 他の専門部会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門部会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門部会	1 宿泊に関すること。 2 医事救護および衛生（宿泊・環境・食品）に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門部会	1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防防災に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画（案）

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SH I G A 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えし、県、宿泊施設に係る関係団体との連携により、安全で快適な環境を整えるとともに、より多くの方々の受入れができる効率的な配宿体制を確立する。

2 内容

（1）宿泊

- ① 大会参加者等の宿泊施設は、原則として町内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- ② 町内の旅館等で大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議のうえ、近隣市町の旅館等を利用する。（広域配宿）
- ③ 風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

（2）配宿

- ① 宿泊施設の選定に当たっては、競技会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障が無いよう十分に配慮する。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、視察員、報道員その他の関係者の配宿は、原則として選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 町内の旅館等では大会参加者の宿泊施設が不足し、近隣市町の旅館等を宿舎として利用する場合、県と協議して行う。

（3）宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（4）食事

大会参加者等に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の食材を多く取り入れた郷土色豊かなものとする。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画（案）

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SH I G A 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関・団体等の協力を得ながら、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制

を確立する。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食の安全、安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎および食品取扱施設の指導に努めるとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く町民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

【協議事項（３）】

第７９回国民スポーツ大会愛荘町食品衛生対策要項（案）

１ 趣旨

この要項は、「第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「第７９回国民スポーツ大会」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２ 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

３ 食品衛生対策

（１）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、町民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（２）食品衛生管理の強化

関係機関、団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保および食品衛生の向上を図る。

（３）健康管理

関係機関、団体等の協力を得て、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

（４）食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

４ その他

（１）この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

（２）愛荘町で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則 この要項は、令和５年 １０月 日から施行する。

【協議事項（４）】

第７９回国民スポーツ大会愛荘町弁当調達実施要項（案）

１ 趣旨

この要項は、「第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画」に基づき、愛荘町で開催される「第７９回国民スポーツ大会」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定めるものとする。

２ 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

３ 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

４ 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- （２）支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

５ 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

６ 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第７９回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

７ 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）わたSHIGA輝く愛荘町実行委員会宿泊衛生専門部会において選定し、実行委員会が指定する。
- （２）実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第１号）を交付する。

８ 指定取消し

実行委員会は、前項の規定により指定をうけた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その

指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則 この要項は、令和5年10月 日から施行する。

(様式第 1 号)

弁当調製施設指定書

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
愛荘町実行委員会会長 有村 国知

「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

【協議事項（５）】

第７９回国民スポーツ大会愛荘町愛荘町医療救護対策要項（案）

１ 趣旨

この要項は、「第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２ 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

３ 救護所の設置

（１）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（２）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

（３）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

４ 医療救護体制

（１）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、医療機関に移送する。

（２）練習会場における医療救護

練習会場に医療品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（３）炬火イベント等における医療救護

町内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

（４）宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本町実施本部に連絡する。
また、町実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

（５）救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

（６）医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年10月 日から施行する。

【協議事項（６）】

第 7 9 回国民スポーツ大会愛荘町防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は「第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「わた S H I G A 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

（１）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、町民、国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

（２）感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、愛荘町での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（３）感染症患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供する等、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（１）この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（２）愛荘町で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和 5 年 1 0 月 日から施行する。

【協議事項（７）】

第７９回国民スポーツ大会愛荘町環境衛生対策要項（案）

１ 趣旨

この要項は、「第７９回国民スポーツ大会・第２４回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２ 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

３ 環境衛生対策

（１）環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、町民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（２）会場等の環境美化

関係機関、団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（３）生活環境の美化

関係機関、団体等と連携し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（４）宿舍の衛生対策

関係機関、団体等と連携し、宿舍の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍およびその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

（５）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制および分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。また、リサイクルできない廃棄物については、適正に処理を行う。

（６）飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（７）衛生害虫等の対策

関係機関、団体及び地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防および駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

（８）動物の適正管理

関係機関、団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舍等の周辺における動物の危害の防止を図る。

（９）受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内およ

び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 愛荘町で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年10月 日から施行する。